

第二十五條 會計監査ハ大會ニ於テ選出シ、隨時之ガ檢査ヲナシ得ルモノトス
第二十六條 役員ノ任期ハ定期大會ヨリ次期定期大會迄トス、但シ重任ヲ妨グズ
第二十七條 役員ニ欠員ヲ生ジタル時ハ役員會ニ於テ選出補充シ得ルモノトス
但シ前任者ノ殘存期間トス

第五章 會計

第二十八條 組合費ハ一ヶ月分三十錢トシ、毎月末日迄デニ納入スルモノトス
但シ緊要ナル場合ハ役員會ノ決議ニヨリ臨時徴收ヲナスコトアルベシ
第二十九條 特殊ノ事情ヲ生ゼル組合員ニ限リ支部ニ於テ適當ト認メタル時ハ組合費ヲ免
除スルコトヲ得ルモノトス
第三十條 納入シタル會費ハ一切之ヲ返戻セズ
第三十一條 本組合ノ收支決算ハ三ヶ月毎ニ組合員ニ報告スルモノトシ、尙大會ノ承認ヲ
經ルヲ要ス
第三十二條 本組合ノ財産管理及收入支出ニ關シテハ中央委員ノ連帶責任トス

第六章 加入、脱退及罰則

第三十三條 本組合ニ加入セントスル者ハ申込用紙ニ所要ノ記入ヲナシ、加入金貳拾錢ヲ
添ヘ(切手ナル時ハ貳錢切手)本部又ハ所屬セントスル支部ヘ申込ムモノトス
第三十四條 中央委員會ハ加入申込ニ對シテ審査ヲ行ヒ加入ヲ承認シタルモノニハ組合員
證及ビメタルヲ交附スルモノトス
但シ加入ヲ承認セザル者ハ加入金ハ返戻ス
第三十五條 本組合ヲ脱退セントスル者ハ其ノ理由ヲ明記シテ「メタル」及組合員證ヲ添附
シ中央委員會ヘ申出ルモノトシ脱退ト同時ニ組合員トシテノ一切ノ權利ヲ失
フモノトス
第三十六條 本組合ハ左ノ各項ノ一ニ該當スルモノニ中央委員會ヨリ警告シ、又大會或ハ
役員會ノ出席者三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ組合ヨリ除名スルコトヲ得

- 一、理由ナクシテ組合費三ヶ月以上滞納シタル者
- 二、本組合ノ目的、規約並ニ重要決議ニ違反シタル者
- 三、本組合ノ統制ヲ擾亂セントスル行爲アリタル者

第七章 附則

第三十七條 本組合規約ハ大會出席代議員ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ變更ス
ルコトヲ得ズ
第三十八條 特別ノ規定無キ限リ採決ハ多數ヲ以テ決シ、可否同數ナル時ハ議長ノ決スル
所ニ依ル
第三十九條 本組合員ハ大會以外ノ總テノ會議ニ參加シ、發言スルコトヲ得
但シ決議ニ加ハルコトヲ得ズ
第四十條 本規約ハ本組合創立大會ノ日ヨリコレヲ實施ス
昭和二年十一月十一日

東京市神田區三崎町三ノ五水道橋通り

東電從業員組合

東電從業員組合
綱宣
領言
規約